

## 公共施設照明LED化事業仕様書

### 1 事業名

公共施設照明LED化事業

### 2 目的

本事業は、名寄市（以下「市」という。）が所有する複数の既存施設において、リース手法を用いて一括して高効率照明であるLED照明器具を導入することを目的とする。

### 3 事業期間（予定）

(1) 設備導入工事期間 契約締結の日から令和6年3月15日まで

(2) リース期間 設備導入工事完了月の翌月1日から10年間

### 4 対象施設

対象施設は、別紙の施設とする。

### 5 リースで導入する設備等

導入する設備の仕様は以下のとおりとする。

#### (1) 照明設備

##### ア 構造等

① LED照明機器は日本工業規格JIS8159-1を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）及び日本電球工業会規格の推薦を基準とすること。

②更新するLED照明機器については未使用のものとし、管球毎の更新を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所の更新に限り器具交換を認め、管は使用し電源内蔵型及び既設安定器の不使用等の条件を満たす交換については、これを認める。

③LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。

##### イ 性能等

①演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とすること。

②定格寿命は、40,000時間以上のものであること（初期照度より70%まで減衰で寿命とする）。

③作動保証温度設定は、5℃から35℃を満たす範囲とすることを基本とし、使用環境に応じて既存照明器具と同等以上とすること。

##### ウ その他

①LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

②電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること。

③導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、市と協議の上対応を図ること。

④LED照明機器は生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応出来るようなものとする。

#### (2) 導入する施設の既存設備・図面等

市ホームページに掲載する図面等を参考とすること。

### (3) 設備導入工事

- ①設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。
- ②設備導入工事前後に照度測定を行うものとし、その測定結果を提出すること。なお、照度測定条件等については、市担当者と協議すること。
- ③設備導入工事は、名寄市入札参加資格名簿に登録されている者で、電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。
- ④その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

#### 【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）」による。

## 6 リース期間等

### (1) リース期間

導入された設備は、施設毎に導入工事完了した翌月1日から10年間の賃貸借とする。

### (2) リース料金

導入に係る設備導入費用を基本として、維持管理経費を含む120回分割のリース契約を設定するものとする。

### (3) リース期間中の機器の保証

導入するLED機器（管球等）の保証期間を10年以上とすること。

### (4) リース期間満了後の取り扱い

導入された設備は、リース期間満了後に無償で所有権が市に帰属することとする。

## 7 市内業者の活用

本事業の履行にあたり、業務の一部または相当部分を市内に事業所を置く電気工事業者を活用するものとする。なお、活用する電気工事業者は市に報告するとともに、その使用については契約事業者の責任において行い、活用する電気工事業者の責めに帰すべき事由については、全て契約事業者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

## 8 維持管理等

上記リース期間において、導入機器の故障や不具合が生じた場合、部品供給や代替照明器具の供給を行うこととする。

## 9 その他

- (1) 本事業の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分に配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により現状回復するものとする。
- (2) 本事業の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担するものとし、市が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。

- (3) 本事業の履行にあたり市が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。